

ワンポイント会計基準

vol.338 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂について

2026年4月23日に企業会計基準委員会より「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂が公表されました。

企業会計基準委員会は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の開発を行っています。これらの会計基準の開発に関する予見可能性を高めるため、企業会計基準委員会における検討状況及び今後の計画がまとめられ、公表・改訂されました。主な開発中の会計基準を紹介します。

1.金融商品に関する会計基準

(1) 主な内容

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われています。

(2) 検討状況及び今後の計画

2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」のモデルを開発の基礎として検討が進められ、2025年10月29日に、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」等が公表されました。2026年2月6日にコメントが締め切られ、現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されています。企業会計基準委員会は2026年2月より、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手しています。フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されています。

2.後発事象に関する会計基準

(1) 主な内容

日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われます。

(2) 検討状況及び今後の計画

2024年12月より検討が開始されています。第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日に企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表されました。

当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いを踏襲しており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しが行われるか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断されることとなります。

3.法人税等に関する会計基準

(1) 主な内容

2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われています。

(2) 検討状況及び今後の計画

法人税等会計基準の見直しについて、2025年5月より検討を行い、2026年1月9日に企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等が公表されました。2026年3月9日にコメントが締め切られ、今後、公開草案に寄せられたコメントを検討することが予定されています。

以上